

正 誤

令和六年九月二十六日（号外第二百二十四号）公布政令第二百九十八号（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令）  
（印刷誤り）  
八ページ終りから二二行目から一〇行目は次のとおりの誤り。

五十五 令和七年に開催される二千二十五年日本国際博覧会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第四十八号八に掲げるものにつき一枚を容器に入れたもの	一万三千八百十九円
五十六 次に掲げる貨幣で、それぞれ一枚を容器に組み入れたもの	三十一万二千七百二十八円